

信州観光 MaaS 調査・研究業務仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う信州観光 MaaS 調査・研究業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

信州観光 MaaS 調査・研究業務

2 業務の目的

旅行者の利便性向上及び移動情報等の取得を通じたデータマーケティングの推進を目的とした長野県版観光 MaaS システムの構築・運用に向けて、必要となる機能や連携を図るべき県内外の取組等の調査を行うとともに、技術的な知見から具体的な搭載機能や各取組との連携方法、持続可能な運用モデル等について取りうる選択肢の提案を目的とする。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

4 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 15 日（月）まで

5 業務内容

受託者は、以下の内容の業務を行う。

なお、調査範囲は、特に指示のある場合を除き県内全域とする。

- (1) 現状調査・分析
 - ① 移動サービスや移動ニーズの現状調査・分析

MaaS システムで連携(表示)する地域の交通手段及び、その不足状況等の課題を把握するため、以下の調査・分析を行う。

 - ・ 公共交通や民間事業者による交通サービス*の現状の整理
 - ※索道事業者等が運行するシャトルバス等
 - ・ 市町村等が運行する地域のデマンド交通、シェアサイクル等の整備状況や今後の計画
 - ・ 観光客の自家用車による県内流入・移動状況等の現状
 - ・ 観光客の来県時及び県内周遊における移動ニーズの現状と課題の分析
 - ② 交通・宿泊・観光事業者による導入システムと MaaS システムとの連携に向けた課題把握

MaaS システムと、県内の交通・宿泊・観光事業者のサービスに係る検索・予約・決済(キャッシュレス含む)・利用システム等との連携方法を検討するため、以下の事業者を対象に検索、予約、決済、利用の導入システムに関する調査・分析を行う。

(調査対象事業者)

- ・鉄道
- ・バス（索道事業者等によるシャトルバスを含む。）
- ・タクシー（配車システムの導入有無及び導入システムの種類を含む。）
- ・シェアサイクル
- ・その他旅行者の利用を想定する交通手段のうち検索・予約・決済のいずれかを伴うもの。
- ・宿泊施設
- ・観光施設（スキー場やアクティビティ、観光施設等事前予約やチケット購入が必要なもの。）

③ MaaS システム導入地域調査

関係機関等との連携による MaaS 推進体制の組成・運営方法、長野県版観光 MaaS システムとの連携方法等を検討するため、以下の調査・分析を行う。

- ・ MaaS 推進に係る県外先進地域(都道府県以上の範囲で取り組むもの)における MaaS の推進体制及び運営方法に関する特徴や課題（構成機関、体制内の構図、関係者の費用負担や収益の方法、利益分配の方法等）
- ・ 県内の MaaS 取組地域（デマンド交通のみの場合も含む）における運用スキーム及び導入システム

④ その他

- ・ 交通・宿泊・観光事業者に対する MaaS 導入に関する意識調査（抽出調査）
- ・ 旅行者（インバウンド含む）に対する MaaS システムの搭載機能や割引等のインセンティブ内容等に関するニーズ調査（抽出調査）
- ・ その他長野県版観光 MaaS の推進体制における検討に必要と考えるもので、委託者が特に指示する事項の調査・分析（委託者との協議による。）

(2) 長野県版観光 MaaS システム構築に向けた基本要件等の選択肢の提案

上記 (1) による調査を踏まえて、長野県版観光 MaaS システムに必要と考えられる機能、サービス提供方法等の選択肢を提案する。

① 長野県版観光 MaaS システムの基本設計を検討するための要件の選択肢の提案

- ・ 既存の各 MaaS プラットフォームの利点や課題の比較

（想定される比較事項）

ア 旅行者による利便性

提供形態（アプリ、WEB ブラウザ等）、言語、アカウントの有無（ログイン要否）、提供サービス内容、経路検索機能の精度や範囲（連携サービス名）、購入チケット等の決済・利用方法、オンデマンド交通やシェアサイクル等との連携の可否及び連携方法、その他の民間サービスとの連携の可否及び連携方法 等

イ 運営主体による利便性

観光情報等の提供やチケット掲載の使いやすさ、機能カスタマイズの柔軟性、移動・消費データ等の取得範囲、取得データの活用（制限）範囲 等

ウ 経済性・スケジュール

開発費用、開発期間、運営費用 等

エ 上記の他、受託者において比較が有用と考える事項

オ その他長野県版観光 MaaS の推進体制における検討に必要と考えるもので、委託者が特に指示する事項（委託者との協議による。）

- ・ 市町村等による MaaS システムや、検索・予約・決済システム、データ統合プラットフォームなどの民間サービスとの連携方法
 - ・ 他の類似民間サービス（地図検索アプリ等）に対する優位性の確保方法
- ② ロードマップ及び MaaS の普及に向けて必要な取組の選択肢の提案
- ・ 県内全域に展開していくための行程
 - ・ 全县への普及に向けた課題や関係機関等による必要な取組（支援施策含む）

(3) 会議への出席及び報告

委託者が主催する会議への出席及び本事業による調査内容等の報告（4 回程度）

6 業務実施スケジュール

想定するスケジュールは以下のとおりとする。

実施予定月	内容
6 月	会議での進捗報告①、関係者からの意見聴取
8 月	会議での進捗報告②、関係者からの意見聴取
10 月	会議での提案（素案）報告
12 月	会議での調査報告案報告

7 対象経費

対象とならない経費は以下のとおりとする。

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- エ 各種キャンセルに係る取引手数料等業務の実績に関わらないもの
- オ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- カ その他、事業との関連が認められない経費

8 委託者への報告

(1) 進捗の報告

事業の進捗について、随時、委託者に報告をすること。

(2) 実施後の報告

本業務完了時に業務完了報告書（任意様式）に下記 9 の成果品を添えて、委託者に報告すること。

9 成果品

本業務完了時に提出する成果品は以下のとおりとし、印刷物及び電子データにより提出すること。

(1) 調査報告書

- ・ 冊子 5部（日本産業規格A4判、簡易製本、図表・グラフ等は適宜カラー印刷）
 - ・ 電子データ（MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイル）を記録したCD-R 1式
- (2) 調査報告書要約版
- ・ 冊子 5部（日本産業規格A4判、簡易製本またはホチキス留、図表・グラフ等は適宜カラー印刷）
 - ・ 電子データ（MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイル）を記録したCD-R 1式
- (3) 参考資料（調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ、イラスト、写真等）
- ・ 冊子 5部
 - ・ 電子データ（図表やグラフについてはExcel形式等で委託者が再利用できるもの及びPDFファイル）を記録したCD-R 1式

10 打合せ

- (1) 業務に関する打合せは、月1回程度実施することとし、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。
- (2) 打合せにあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

11 個人情報の取得、保護、管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損出を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務により新たに生じた著作権等は、原則として県に帰属することとし、県は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、委託者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。